

## 確 認 書

武豊町長

私は、児童クラブを利用するにあたり、おやつ取り扱いについては、下記のとおりであることを確認します。(1・2のどちらかに○をつけてください。)

1. 入会児童は食物アレルギーがあるため、翌日分のおやつを保護者のお迎え時にクラブへ渡します。児童に持たせることはしません。クラブへ渡していない場合についても忘れたときも、クラブからのおやつは利用しません。(児童クラブ使用料8,000円のみ支払います。)
2. 市販のおやつで差し支えないため、クラブからのおやつを利用します。(使用料とおやつ代を支払います。アレルギー除去の必要はありません。)

令和 年 月 日

住所 武豊町 字 \_\_\_\_\_

入会児童名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※1の場合、保護者の方がお迎えの際に、指導員へ翌日分のおやつを手渡ししてください。保管場所・保存方法に限りがあるため、日持ちするものをご用意ください。クラブでの1日のおやつを目安は50円です。

※2の場合、アレルギーにより食べられないものが出たときでも**お子さんの判断で提供する・提供しないということとはできません**。児童クラブには栄養士等の専門家がいますのでご了承ください。